

競馬法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 地方競馬については、競馬活性化計画に基づき、主催者が収支改善のための取組を実施してきた結果、令和2年度には29年ぶりに売得金が9千億円を超えるなど、地方競馬の売上は堅調な状況。一方で、インターネット投票の増加等の情勢が変化する中、引き続き堅調な売上を維持するためには、競走体系の整備や強い馬づくりを通じて地方競馬の魅力を向上させる必要。また、施設の老朽化が著しく進行しており、今後、長期かつ多額の施設整備費用を計画的に確保する必要。
- さらに、馬産地については、軽種馬生産農家戸数が約20年間減少し続け、現在も多くの経営体において後継者が確保できていない状況にある中で、今後も競走馬の安定供給を維持するためには、生産基盤を強化するための対策を長期にわたり継続して実施することが必要。
- 加えて、競馬関係者による勝馬投票券の購入、持続化給付金の不適切受給など、不適切事案が頻発しており、競馬に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況。

法案の概要

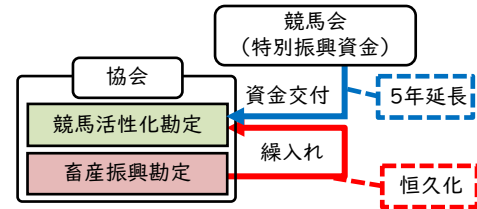
1. 地方競馬への支援措置の拡充

競馬活性化計画制度の見直し(第23条の7関係)

- ① 目的を「事業収支の改善」から「事業の経営基盤の強化」に見直し。
- ② 記載事項に「競走体系の整備」及び「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を位置付け。

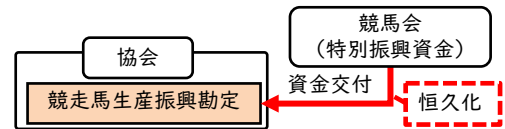
支援措置の見直し(第23条の44第1項及び第2項、附則第8条等関係)

- ① 日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)の特別振興資金から地方競馬全国協会(以下「協会」という。)の競馬活性化勘定への資金交付措置を令和4事業年度から令和9事業年度まで5年間延長。
- ② 協会の畜産振興勘定から競馬活性化勘定への繰入れ措置を恒久化。



2. 馬産地への支援措置の恒久化

- 競馬会の特別振興資金から協会の競走馬生産振興勘定への資金交付措置を恒久化。(第23条の44第3項、附則第8条等関係)



3. 競馬に対する国民の信頼を確保するための措置の充実

- ① 協会の業務に、都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うことを追加。(第23条の36等関係)
- ② 協会が都道府県等に対し、免許業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることを可能に。(第23条の36の2関係)
- ③ 競馬会等が競馬の円滑な実施を確保するために必要があると認めるときに主催者として馬主等に対して処分を行うことを可能に。(第24条等関係)
- ④ 競馬関係者の勝馬投票券の購入又は譲受けに関する罰金額の上限を200万円に引き上げ。(第33条関係)

施行期日

- 令和5年4月1日(ただし、競馬会から協会への資金交付措置の延長については公布の日、3の②から④までは公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日)。